（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第八号中「第六号」の下に「、第六号の二」を、「第百九十八条の四」の下に「、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）」を、「第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七」を、「第百五十六条の四十に係る部分に限る。）」の下に「、第百九十八条の六第十一号の四」を加え、「並びに第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項」を「、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項」に改め、「第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」の下に「及び第百五十六条の五の五第三項」を、「第三十一条第一項」の下に「、第五十七条の十四」を、「第百五十六条の十三に係る部分に限る。）」の下に「、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第一号」の下に「（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）」を加え、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第六号」の下に「、第六号の二」を、「第百九十八条の四」の下に「、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）」を、「第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七」を、「第百五十六条の四十に係る部分に限る。）」の下に「、第百九十八条の六第十一号の四」を加え、「並びに第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項」に改め、「第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」の下に「及び第百五十六条の五の五第三項」を、「第三十一条第一項」の下に「、第五十七条の十四」を、「第百五十六条の十三に係る部分に限る。）」の下に「、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第一号」の下に「（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）」を加え、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八号中「第六号」の下に「、第六号の二」を、「第百九十八条の四」の下に「、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）」を、「第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七」を、「第百五十六条の四十に係る部分に限る。）」の下に「、第百九十八条の六第十一号の四」を加え、「並びに第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項」に改め、「第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」の下に「及び第百五十六条の五の五第三項」を、「第三十一条第一項」の下に「、第五十七条の十四」を、「第百五十六条の十三に係る部分に限る。）」の下に「、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第一号」の下に「（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）」を加え、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第六号」の下に「、第六号の二」を、「第百九十八条の四」の下に「、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）」を、「第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七」を、「第百五十六条の四十に係る部分に限る。）」の下に「、第百九十八条の六第十一号の四」を加え、「並びに第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項」に改め、「第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」の下に「及び第百五十六条の五の五第三項」を、「第三十一条第一項」の下に「、第五十七条の十四」を、「第百五十六条の十三に係る部分に限る。）」の下に「、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第一号」の下に「（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）」を加え、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第六号」の下に「、第六号の二」を、「第百九十八条の四」の下に「、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）」を、「第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七」を、「第百五十六条の四十に係る部分に限る。）」の下に「、第百九十八条の六第十一号の四」を加え、「並びに第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項」に改め、「第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」の下に「及び第百五十六条の五の五第三項」を、「第三十一条第一項」の下に「、第五十七条の十四」を、「第百五十六条の十三に係る部分に限る。）」の下に「、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第一号」の下に「（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）」を加え、「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

第三十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第三十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第三十三号の改正規定　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日（平成二十三年四月一日）

附　則

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中警備業の要件に関する規則第二条第二号キの改正規定及び第五条中国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第十三条第三号ホの改正規定　公布の日

二　第一条中警備業の要件に関する規則第二条